



《一般質問》

小畠 裕司 議員

問 入札制度の改革は 答 よりよい入札制度を目指す

問 本町においても、過去、いろいろ問題があり、入札制度改革に意欲的に取り組みが行われてきた。その中で、透明性を向上させ、同時に工事の質を確保する制度構築、最低制限価格制度の施行、総合評価方式の施行など改革が行われてきた。現在、町内で行われている主な入札方法、これから改革予定のある入札方法、過去、不落になった物件、指名業者全員が辞退する入札不調物件等を伺う。

総務課長 実施している入札制度については、開札後に有効な入札において入札価格の低いものから順に入札参加資格の審査を行い、その者が資格を有している場合に落札を決定する事後審査型指名競争入札及び事後審査型指名競争入札や、価格に加え技術的要素を総合的に評価し数値化した評価値の最も高い業者を落札者とするにより価格と品質が総合的にすぐれた調達を行う総合評価方式による競争入札がある。また、ダンピング受注対策として、事後審査型条件付一般競争入札において、実勢価格を入札制度に反映

させる変動型最低制限価格制度、事後審査型指名競争入札において最低制限価格の事前公表制度をそれぞれ施行している。一方では町内業者の受注量の増加及び受注率の向上を図るため、予定価格250万円未満の建設工事においては町内業者のみを指名業者とし、予定価格250万円以上500万円未満の建設工事においては町外業者を優先しつつ、不特定の町外業者を原則1社のみ参加させる制度としている。今後の入札制度の改革は、すべての入札案件の実施に際して、大木町入札委員会を開催し、その内容について審議を行っている。本年度も最低制限価格公表制度による公表時期を事後から事前に改めるなどの見直しを行った。今後とも積極的に入札制度の検証、見直しを行い、談合等の不正行為を防止し、入札・契約手続の公正性・競争性・透明性をより高めることで、価格と品質においてすぐれた公共調達の実現を図っていきたいと考えている。

大木町商工会においても入札制度の勉強会を実施予定としており、町としても、よりよい入札制度の構築に向け積極的に協力するように考えている。入札不

調になった案件は、平成23年度一般競争入札で入札参加者がなかったものが1件、指名競争入札で入札参加者が1社のみだったものが3件あり、また平成24年度は12月11日時点において、一般競争入札で入札参加者がなかったものが2件、指名競争入札で入札参加者が1社のみだったものが2件となっている。なお、予定価格を下回る応札がなかったために入札が不調になった件数は、平成23年度、24年度いずれもない。

問 同種工事の施工実績などを考慮して総合的に評価をする入札方法について伺う。
町内業者の育成、また、これから新規参入する企業に対し、参入機会を拡大する上でも改革が必要なのではないか。施工実績がなければ入札に参加できないではなく、施工実績のある業者とのベンチャーでの参加を推進する。このことにより町内業者を町内で施工実績をつくり入札参加できるように育成し、さらに町外でも受注できるように育成することが町の活性化につながるものと考えて、制度

改革に取り組んでいただきたい。また、入札に参加できる者の資格の中で、限定している資格があるので、関係法令と照らし合わせながら2種以上の付帯工事が出るようであれば、専門業者だけでなく、建築工事業者も入札に参加させるべきではないか。

総務課長 ベンチャーでの入札参加の推進については、ジョイントベンチャーについては、経常建設共同企業体というものがあ。入札の参加の1つの方法と。今後は、商工会の勉強会の中でも出てくると思うので、活用については検討していきたい。町内企業の受注機会の確保及び育成を図るため、よりよい制度として考えていきたい。入札の参加資格の件で、建築の発注については、工事の主体がどのようなものかという点に着眼して発注をしている。建築工事にはさまざまな付帯工事が伴うこともあるが、工事の本質部分を構成する内容ごとに入札を選定することが適当かと考えた場合、主体工事により区分して入札参加者を選定したほうがより適切であると考えている。

問 最低制限価格はダンピング等の安価な価格での受注による工事の質の低下を防ぎ、適正な履行を確保することを目的として設定するもので、現行制度及び昨今の入札制度から推測すると、赤字受注、品質の低下、下請へのしわ寄せ及び労働条件の悪化などが生じる危険性が高まっている。適正で品質の高い工事を確保できる価格、受注者が赤字にならない価格、適正な利潤を得る価格、これを発注者が算出することは困難であるため、業者が入札した価格が実勢価格のあらわれであることから、入札価格の平均に一定の係数を乗じて最低制限価格を算出する変動方式の制度を試行的に導入している。ある意味、理にかなっているように思うが、適正な発注と言えるのかどうかは疑問である。

手で技術と技能によってつくり上げていくもの。せめて予定価格というものをきちっと置いた上でどれくらいなら適切に工事を実施できるのかという考えで発注者側も考えてはどうかと思う。変動型は、安ければいいという延長にある考えではないと思うが、問題が生じる前に、落札業者に対し赤字受注をしていないのか、無理な工期及び品質低下を招いていないのか、下請のしわ寄せ及び労働条件の悪化などが生じていないのか、適正な概算設計に基づく価格設定になっているのか、これら

入札する会社がやれると言っているのだからいいのではないか、正しいやり方のように見えるが、工事を正しく認識する人にとっては大きな問題でもある。工事は、仕入れがなくてそれを売るというものではなく、基本的には人の

業者等級別格付

等級	総合評定値
A	940点以上
B	720点以上～940点未満
C	550点以上～720点未満
D	550点未満

(1) 土木一式工事

等級	総合評定値
A	820点以上
B	700点以上～820点未満
C	700点未満

(2) 建築一式工事

等級	総合評定値
A	870点以上
B	870点未満

(3) ほ装工事

等級	総合評定値
A	710点以上
B	610点以上～710点未満
C	520点以上～610点未満
D	520点未満

(4) 電気工事

等級	総合評定値
A	710点以上
B	710点未満

(5) 管工事

等級	総合評定値
A	710点以上
B	710点未満

(6) 水道施設工事

等級	総合評定値
A	710点以上
B	610点以上～710点未満
C	520点以上～610点未満
D	520点未満

大木町建設工事競争入札参加者の等級別請負工事標準額

等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	1,500万円以上～3,000万円未満
C	500万円以上～1,500万円未満
D	500万円未満

(1) 土木一式工事

等級	請負工事標準額
A	10,000万円以上
B	5,000万円以上～10,000万円未満
C	5,000万円未満

(2) 建築一式工事

等級	請負工事標準額
A	2,000万円以上
B	2,000万円未満

(3) ほ装工事

等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上～3,000万円未満
C	400万円以上～1,000万円未満
D	400万円未満

(4) 電気工事

等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	3,000万円未満

(5) 管工事

等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	3,000万円未満

(6) 水道施設工事

等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上～3,000万円未満
C	400万円以上～1,000万円未満
D	400万円未満

入札参加者の区域別分け

町内	大木町の区域
柳川管内	大木町、柳川市、大川市及びみやま市の区域
3地区管内	柳川管内、大牟田市、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、八女市、筑後市及び広川町の区域
県内	福岡県全ての区域

入札参加者の区域別分け

町内	大木町の区域
柳川管内	大木町、柳川市、大川市及びみやま市の区域
3地区管内	柳川管内、大牟田市、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、八女市、筑後市及び広川町の区域
県内	福岡県全ての区域

入札参加者の区域別分け

町内	大木町の区域
柳川管内	大木町、柳川市、大川市及びみやま市の区域
3地区管内	柳川管内、大牟田市、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、八女市、筑後市及び広川町の区域
県内	福岡県全ての区域

予定価格500万円未満の競争入札参加者選定

予定価格	競争入札参加者
250万円未満	町内業者
250万円以上～500万円未満	町内業者 + 町外業者1社